

災害時における福祉避難所への介護福祉士の派遣に関する協定

(趣旨)

第1条 千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県介護福祉士会（以下「乙」という。）とは、千葉市内に地震、風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への支援のため、甲が指定する福祉避難所（福祉避難室及び拠点的福祉避難所をいう。以下同じ。）へ乙が介護福祉士を派遣することに関して必要な事項を定めるものとする。

(介護福祉士の派遣)

第2条 甲は、福祉避難所に避難した要配慮者への支援のために介護福祉士の派遣が必要と認められる場合に、乙に対し介護福祉士の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により介護福祉士の派遣を要請された場合は、介護福祉士を派遣するものとする。

(介護福祉士派遣の要請手続き)

第3条 甲が乙に対し介護福祉士の派遣を要請するときは、「介護福祉士派遣要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請に基づき、派遣する介護福祉士の人数及び派遣期間等を決定し、「派遣決定報告書」（様式第2号）を甲に提出するものとする。

(指揮系統)

第4条 乙が派遣する介護福祉士は、福祉避難所の責任者の指揮のもと福祉避難所において要配慮者への支援にあたるものとする。

(介護福祉士の活動内容)

第5条 乙が派遣する介護福祉士の活動内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 福祉避難所の介護等に関する支援全般
- (2) 情報の収集・提供及び連絡調整

(費用負担)

第6条 甲は、介護福祉士の派遣に要した費用のうち甲及び乙の協議により決定した額を負担するものとする。

(介護福祉士の派遣報告)

第7条 乙は、第3条第2項の規定により定めた派遣期間が終了し、派遣活動が完了したときは、「災害支援活動報告書」（様式第3号）を甲に提出するものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙に派遣された介護福祉士は、福祉避難所での活動にあたり、活動上知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。

(情報連絡体制の確認)

第9条 甲と乙は、災害時において円滑な協力を図るため、毎年度初めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第10条 乙は、甲が平常時に行う次に掲げる防災活動に対し、協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成30年12月26日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、本協定はさらに1年延長されるものとし、以後同様とする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年12月26日

甲 千葉県千葉市千葉港1番1号
千葉市
市長 熊谷俊人

乙 千葉県千葉市中央区千葉港4番3号
千葉県社会福祉センター3階
一般社団法人 千葉県介護福祉士会
会長 野口渉子